

○那珂川河畔運動公園料金改定表

◆**市内**在住者が利用する場合

使用区分		現行	改定後	担当課
野球場A	1面	250円/1時間	500円/1時間	スポーツ振興課
野球場B	1面	500円/1時間	500円/1時間（変更なし）	
ソフトボール場	1面	500円/1時間	500円/1時間（変更なし）	
サッカー場	1面	1,000円/1時間	1,000円/1時間（変更なし）	
ソフトボール場	1面	1,000円/1時間	1,000円/1時間（変更なし）	
野球場A夜間照明		500円/1時間	廃止	

◆**市外**在住者が利用する場合

使用区分		現行	改定後	担当課
野球場A	1面	750円/1時間	1,000円/1時間	スポーツ振興課
野球場B	1面	1,500円/1時間	1,000円/1時間	
ソフトボール場	1面	1,500円/1時間	1,000円/1時間	
サッカー場	1面	3,000円/1時間	2,000円/1時間	
ソフトボール場	1面	3,000円/1時間	2,000円/1時間	
野球場A夜間照明		1,500円/1時間	廃止	

○減免基準

現行	改定後
<p>◆免除</p> <p>(1) 市又は教育委員会が主催する事業に利用する場合</p> <p>(2) 市又は教育委員会が共催又は後援する市民を対象にした大会、教室等に利用する場合</p> <p>(3) 教育振興会、小学校・中学校・高等学校の学校体育連盟等が主催する事業で市内の小学校、中学校、義務教育学校又は高等学校が利用する場合</p> <p>(4) 市の関係機関又は市内の教育機関（幼稚園、幼保連携型認定こども園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、大学、専門学校又は公民館）が相当の理由による事業で利用する場合</p> <p>(5) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第2条に規定するスポーツの日及び栃木県県民の日に関する条例（昭和60年栃木県条例第27号）第1条に規定する栃木県県民の日に利用する場合</p> <p>(6) とちぎの子ども・子育て支援条例（平成30年栃木県条例第39号）第20条に規定する家庭の日に親子が利用する場合</p> <p>(7) その他特に教育委員会が認めた場合</p> <p>◆4分の3減額</p> <p>(1) 市内スポーツ少年団が利用する場合又は市内の小学校、中学校及び義務教育学校が部活動に利用する場合</p> <p>(2) その他特に教育委員会が認めた場合</p>	<p>◆ 免除</p> <p>(1) 市又は教育委員会が主催又は共催する事業に利用する場合</p> <p>(2) 教育振興会、小学校・中学校の学校体育連盟等が主催する事業で市内の小学校、中学校、又は義務教育学校が利用する場合</p> <p>(3) 市の関係機関又は市内の教育機関（幼稚園、幼保 連携型認定こども園、小学校、中学校、義務教育学校、又は公民館）が相当の理由による事業で利用する場合</p> <p>(4) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第2条に規定するスポーツの日及び栃木県県民の日に関する条例（昭和60年栃木県条例第27号）第1条に規定する栃木県県民の日に利用する場合</p> <p>(5) とちぎの子ども・子育て支援条例（平成30年栃木県条例第39号）第20条に規定する家庭の日に親子が利用する場合</p> <p>(6) その他特に教育委員会が認めた場合</p> <p>◆4分の3減額</p> <p>(1) 市内のスポーツ少年団若しくは総合型地域スポーツクラブが利用する場合又は市内の中学校及び義務教育学校の後期課程が部活動に利用する場合</p> <p>(2) その他特に教育委員会が認めた場合</p>

○減免基準（続き）

現行	改定後
<p>◆2分の1減額</p> <p>(1) 市又は教育委員会が後援する事業に利用する次の場合</p> <p>ア 市スポーツ協会又は同協会に加盟する団体が開催する各種大会、教室等に利用する場合</p> <p>イ その他各種教育団体が主催する大会等に利用する場合</p> <p>(2) 4分の3減額の項第1号以外のスポーツ団体等が利用する次の場合</p> <p>ア 市スポーツ協会又は同協会に加盟する団体が開催する各種大会、教室等に利用する場合</p> <p>イ 障害者、その介助者及び高齢者の団体（障害者、その介助者又は65歳以上の者が2分の1以上参加する団体をいう。）が利用する場合</p> <p>ウ 市内の教育機関（高等学校、専門学校、大学等）の授業、行事以外の部活動等に利用する場合</p> <p>(3) 障害者、その介助者及び65歳以上の者が個人で利用する場合</p> <p>(4) 学校週5日制支援事業 市内の小学校、中学校及び義務教育学校の児童又は生徒が保護者又は指導者とともに土曜日又は日曜日に利用する場合</p> <p>(5) その他特に教育委員会が認めた場合</p> <p>◆3分の1減額</p> <p>(1) 市スポーツ協会に加盟する団体が利用する場合（加盟している競技種目に限る。）</p> <p>(2) その他特に教育委員会が認めた場合</p>	<p>◆2分の1減額</p> <p>(1) 市スポーツ協会又は同協会に加盟する団体が利用する場合</p> <p>(2) 障害者、その介助者が団体又は個人で利用する場合</p> <p>(3) 平日午前8時30分から午後4時までの間で65歳以上の者が団体又は個人で利用する場合</p> <p>(4) その他特に教育委員会が認めた場合</p>